

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 景観計画（第6条・第7条）

第3章 景観計画区域内の届出対象行為等（第8条－第14条）

第4章 景観審議会（第15条－第20条）

第5章 規則への委任（第21条）

附則

和歌山市には、水量豊富な紀の川や美しい海岸線など地形や自然の恵みによる景観、点在する史跡や地名、城下の町割りなど歴史・文化による景観及び戦災後の市民の懸命の尽力による復興を経て、紀北の中核都市として目覚ましい発展を遂げた市街地の形成による景観が形成されている。

これらの景観は、豊かな自然の上に、先人たちがたゆまぬ努力と時間をかけて創りあげてきたものであり、私たちはこれらを誇りとして再認識し、次の時代にも誇れる和歌山市の景観を創っていかなければならない。

このような認識の下、私たちは一丸となって、郷土に誇りと愛着を持つとともに、かけがえない共有財産である和歌山市らしい良好な景観を形成していくことをここに決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成に関し、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等について必要な事項を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにするほか、良好な景観の形成を促進するための施策を総合的かつ計画的に講ずることにより、美しく風格のある市域の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図り、もって市民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「良好な景観の形成」とは、本市の自然及び歴史並びに市街地の形成の過程に関する十分な理解の下に、現にある良好な景観の保全を図りつつ、新たに良好な景観を創出することをいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見、要望等が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、道路、河川、公園その他の公共施設の整備を行う場合には、良好な景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

4 市は、市民及び事業者の良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図り、自主

的な活動を支援していくために、啓発活動、情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。

5 市は、景観形成に関する調査、研究等を行うとともに、良好な景観の形成に関する資料の収集及び提供に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、積極的に周囲の環境との調和に配慮した良好な景観の形成に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画の策定等)

第6条 市は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、法第8条第1項に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

2 景観計画においては、景観計画の区域にあつて積極的に景観形成に取り組む必要があると認める区域を景観重点地区として定めることができる。

3 法第8条第2項第2号の行為の制限及び同条第3項の方針に関する事項は、景観重点地区ごとに定めるものとする。

4 市長は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、和歌山市景観審議会(第15条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第7条 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該計画提案に係る景観計画の素案について審議会の意見を聴くものとする。

第3章 景観計画区域内の届出対象行為等

(届出対象に追加する行為)

第8条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の伐採

(3) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の堆積

(4) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明

2 前項各号に規定する行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(届出対象から除外するその他の行為)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号まで及び前条各号に掲げる行為で、規則で定めるもの
- (2) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講ぜられるものとして規則で定めるもの
- (3) 規則で定める公共的団体が行う行為
- (4) 前3号に準ずるものとして規則で定める行為
(特定届出対象行為)

第10条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(勧告及び公表)

第11条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与え、かつ、審議会の意見を聴かなければならない。

(変更命令)

第12条 市長は、法第17条第1項の規定により必要な措置をとることを命じ、又は同条第5項の規定により原状回復を命じ、若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(完了の届出)

第13条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為の完了後、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(景観重要建造物等の指定等の手続)

第14条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。法第27条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除をしようとするときも、同様とする。

- 2 前項前段の規定は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとする場合について準用する。

第4章 景観審議会

(設置等)

第15条 良好な景観の形成に関する重要事項について調査審議するため、和歌山市景観審議会を置く。

- 2 審議会は、この条例及び和歌山市屋外広告物条例(平成8年条例第57号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、良好な景観の形成に関する重要事項を、市長の諮問に応じ、調査審議する。
- 3 審議会は、良好な景観の形成に関する重要事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第16条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、良好な景観の形成に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第19条 審議会の庶務は、まちづくり局都市計画部において処理する。

(雑則)

第20条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 規則への委任

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成23年12月12日施行、規則第64号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成24年3月23日）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日）

この条例は、公布の日から施行する。